

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2023 年度第 2 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 2024 年 3 月 8 日（金）14 時 00 分～15 時 30 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数
総数 23 名、定足数 12 名
4. 出席理事数 16 名
(会議室出席 11 名) 矢島鉄也、中村 靖、関口洋一、青山 充、板波英一郎、
蟹口昭宏、駒村純一、西村栄作、原 英郎、福山勝実、又平芳春
(Web 会議 Zoom システム出席 5 名) 泉澤勝弘、岩越 剛、清水 誠、鈴木知美、
多屋馨子
(欠 席) 鈴木信二、平野宏一、阿南 久、大野泰雄、小杉哲平、森 伸夫、
矢頭 徹
(会議室出席監事) 西本恭彦、松田紘一郎
5. 議 案
決議事項
第 1 号議案 2024 年度事業計画（案）に関する件
第 2 号議案 2024 年度収支予算（案）に関する件
第 3 号議案 臨時評議員会の開催に関する件
報 告 1. 保健機能食品制度の見直しについて
2. 業務執行状況報告
6. 会議の概要
冒頭で理事長から、2023 年 12 月まで非常勤勤務であったが 2024 年 1 月より常勤勤務になった旨の説明があった。その後、本日の通常理事会は Web 会議 Zoom システム併用で開催することとなり、出席した理事の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態での開催である旨の確認があった。
(1) 定足数の確認等
事務局長から出席者 16 名（協会会議室参加 11 名、Web 会議 Zoom システム参加 5 名）であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。
(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款第 45 条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規程に基づき、代表理事である矢島理事長及び出席した西本監事と松田監事とし議案の審議に移った。

○決議事項

議長より第 1 号議案及び第 2 号議案については双方密接な関係があるので併せて諮るようにとの指示があった。

第 1 号議案 2024 年度事業計画（案）に関する件

第 2 号議案 2024 年度収支予算（案）に関する件

事務局長より 2024 年度の事業方針（案）について、続いて総務部長より事業別ごとの事業計画（案）についてそれぞれ資料に基づき説明があった。

事務局長より 2024 年度の事業方針（案）について報告があった。

2024 年度は、食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されることから、これを機に消費者庁に対し、科学的根拠に基づき、消費者に分かりやすく、一体化した保健機能食品制度の見直しについての提案を行い一緒に議論していただくことを呼びかけたい。

3 月には、厚生労働省において「平成 17 年通知」や「平成 14 年通知」の改正が予定されていることから、協会の認証制度を活用した健康食品の安全性と製品品質の確保と、健康食品全体の底上げに力を注ぐとともに、国内製造の高品質の健康食品の輸出促進を目指して関連する法規制や必要な認証等についての調査研究等に取り組む。

特定保健用食品の分野では、昨年、協会が事業者と取り組んできた疾病リスク低減表示トクホが、表示内容が定められているカルシウムと葉酸以外で初めて許可を受けたところから、これを突破口に疾病リスク低減表示の新たな保健の用途での申請支援を進めるとともに、生活習慣病に係る既許可表示を基にした EU の表示のような 2 段階式の疾病リスク低減表示の可能性についても検討を進めていきたい。

機能性表示食品の届出支援においては、ガイドライン改正に伴う PRISMA2020 への対応について、事業者へ多様なアドバイスが出来るようプログラムを改編するとともに、「研究レビューの作成代行」、「届出資料の事前点検」、「届出広告相談」、「届出後の分析実施状況公開」等の支援を行うほか、広告表現の適正化に向けた「機能性表示食品広告審査会」の運営に引き続き取り組む。

特別用途食品については、制度見直しの要望書を消費者庁に提出したことによる制度改善が実現したが、本年度は広告自主基準の策定や愛称等を検討する。

昨年、5年ぶりに開催したトップセミナーにつきましては好評であったことから、引き続き今年度も内容の充実を図り9月を目途に実施する。

昨年度に引き続き、医療経済研究・社会福祉協会行うフレイル予防推進会議に、食品表示の専門家として引き続き参画する。

総務部長より第1号議案 2024年度事業計画（案）について資料に基づき説明があった。

2024年度事業別ごとの具体的な取り組みは以下のとおり。

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

健康食品部では、日健栄協の認証・認定3事業を通して健康食品の品質確保を目指している。「安全性自主点検認証事業」、「JHFA 認定事業」、「GMP 認証事業」を行い品質確保を進める。

2024年(2023年度内)には、GMP 認証及び安全性自主点検認証に関わる「平成17年通知」それから「平成14年通知」の改正が予定されており、健康食品の品質、安全性に関して、より重要性が増してくることから、品質、安全性に関わる認定健康食品についての理解促進を図り、認証・認定3事業の更なる認知向上を進めると共に、事業スキームの見直しに取り組む。又、新規参入の事業者に対して、様々な相談や対応を進め、会員獲得へ繋げたいと考える。

認定健康食品(JHFA)マークに関する事業は引き続き規格基準 JHFA に加え、個別審査型 JHFA に力を入れていく。JHFA の普及啓発については普及活動のところで、今までの活動に加え、会員企業・認定取得企業への個別アプローチを進めて行く。

GMP 製造所認定等に関する事業は、工場認定事業の関係で、「日健栄協 GMP ガイドライン」改正で「平成17年通知」の改正通知との整合性を踏まえて「GMP ガイドライン」の改正を行う。また、製品マーク認証事業では、製品マーク表示承認数増への取組で、GMP 認定工場経由で製品販売事業者への直接アプローチのほか、GMP 製品マーク表示承認の製品の露出向上（ホームページ）、各種セミナー(日健栄協)での情報発信などを進めて行く。

健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、2024年度は、「平成17年通知」の改正に伴い安全性自主点検スキームの重要性について再度周知を行い、認証取得数増加を目指すとともに認証スキームの見直しを検討して行く。具体的には、「平成17年通知」の改正を踏まえて「安全性自主点検認証登録の手引書」の改正を行う。それから、新認証制度の検討として今までの原材料や製品といった個別の安全性認証に加え、健康食品の原材料を製造(販売)(輸入)する事業者自体を認定する制度の検討を行う。

学術情報部関係では、「健康食品相談室」を引き続き実施する。なお、2024年度は「健康食品相談室」のホームページで実際の相談内容を活用した上でのQ&Aの拡充などを図って行く。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

特定保健用食品部関係では、引続き特定保健用食品等の支援、制度の活用や消費者の理解と利用の拡大のための普及・啓発活動を行って行く。特定保健用食品の申請支援では、2023年度に公募した3件について疾病リスク低減表示の申請支援を行った結果、申請・審査に関する新たな情報や考えが得られており、2024年度はEU型の表示で申請する事業者を新たに公募し支援を行う。再許可申請マニュアルの発行については、2023年度技術部会で作成した再許可申請マニュアルについて、消費者庁の確認を得た後発行する。特定保健用食品講習会及び必要に応じて説明会を実施する。また、技術部会活動の推進、普及啓発活動として、[トクホ]ごあんない（2024年版）の作成と活用、検診の保健指導時にトクホの利用を提案するための教材「トクホを活用してみませんか」2024年度版を作成する。

栄養食品部関係では、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」を引き続き運営して行く。分科会活動として、特に特別用途食品の広告に関する事業者向け留意事項をまとめた「特別用途食品適正広告自主基準」の策定を進める。総合栄養食品分科会では、許可基準型「サルコペニア用食品」新設要望に関することに取り組む。また、特別用途食品制度に関する普及活動、特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援、関係者団体との連携強化を行う。

機能性食品部関係では引き続き「届出・広告相談」、「研究レビュー作成」、「届出資料事前点検」、「届出後の分析実施状況公開サイトの運営」を行う。また、「届出資料作成の手引書」の2024年度改訂版の作成を行う。他には普及啓発事業や広告部会・広告審査会の運営も行う。機能性表示食品の届出・広告相談事業の実施、広告部会・広告審査会の運営、機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会実施、機能性表示食品制度の普及・啓発を行う。

学術情報部関係では、「健康・栄養食品研究」の発刊を行う。

公3 食品保健指導士養成事業

食品保健指導士の養成に関わる事業では、食品保健指導士養成講習会の年2回実施、修了評価認定試験の実施、資格認定と更新の手続き、食品保健指導士フォローアップ事業（日本食品保健指導士会への委託事業）を行う。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

2024年度の事業計画は、公正取引協議会の運営として、総会、運営委員会の開催、広告審査会の開催、広告研究会の運営と開催、公正マークの付与を行う。普及、啓発、広報活動として、研究会の開催（年2回）、指導、相談業務の実施をする。また、消費者庁及び公正取引委員会との連携活動を行う。

共通事業

健康食品部関係では、事業者向け健康食品相談事業の実施をする。学術情報部関係では、健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信を行う。渉外広報室関係では、会員への情報提供として、メールマガジンの発行、ホームページ内の会員専用ページへの情報掲載、普及啓発活動として、展示会への参加、ホームページの活用を行う。報道への対応としては、プレスリリース、メディア懇談会を年2回開催する。

研修企画部関係では、研修事業として新卒生や異業種からの転職組を対象とした“健康食品業界 新人向けセミナー”を継続開催、中堅向け実務講座の開催、会員獲得、会員の維持を目指した「トップセミナー」の開催を行う。

九州支部関係では、九州支部研修会・セミナーの開催をする。

収益事業

収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

総務部関係で、賃貸事業として、4団体に当協会建物内の区画の賃貸、1階・3階会議室の貸出等を行う。

収2 受託事業

総務部関係では、事務代行受託事業として関係2団体の事務代行受託業務を行う。

栄養食品部関係では、日本流動食協会からの受託事業、フレイル予防産業の構築への参画として、医療経済研究・社会保険福祉協会が支援するフレイル予防推進会議への協力事業を行う。

機能性食品部関係では、事業者からの依頼により機能性表示食品研究レビューを実施する。

法人会計

総務部関係について、法人組織の運営業務は、評議員会を2回、理事会を2回、理事長及び業務執行理事選定の臨時理事会を1回、監事監査、2024年度は理事の改選があるので役員候補選出委員会の開催を予定している。また、業務執行理事会を適宜開催する。

会員、関連団体に関する業務、公益財団法人の運営、会計・人事・庶務・職員研修については例年通り実施する。九州支部の運営支援として、九州支部の総会の開催（通常総会、臨時総会）、運営委員会の開催を行う。

事務局長より収支予算案説明の前に、理事長が2024年1月から週1日の非常勤勤務から週4日の常勤勤務となったので「役員の報酬等に関する規定」第4条により、理事長の報酬額について理事会で承認いただく必要がある。同規定の別表第1に常勤理事の年間報酬総額が示してあり、理事長は年間総額1200万円以内とされているので、その4/5の960万円という案をお諮りしたい。また2024年度予算内にもその額を入れ込んでいる旨の説明があった。

引続き第2号議案 2024年度収支予算(案)について資料に基づき説明があった。

収支予算(案)については、経常収益は前年額より487万円余の減になっている。対前年比の主な増減は、「受取入金金」が、2024年度はトップセミナーをはじめ、各種講習会への参加、出版物の購入等があった会員以外の企業に対し、積極的に入会促進を行うことにより24社の新規入会を見込み増加となっている。「受取会費」は会員数の減により減少となっている。

事業収益については、「JHFA マーク許可事業収益」がJHFA マーク減少による減額となっている。また、「GMP工場認定事業収益」は承認数増加の取り組みにより増加となっている。「安全性自主点検認証事業収益」は2024年度は更新対象となるものが少ないため減少となっている。「機能性表示食品届出支援事業収益」については、主に30日ルールが解消されたこと等により届出資料事前点検事業が減ることによる減少となっている。「講習会・セミナー事業収益」は、主に機能性表示食品関連のセミナー収益が増えることにより増加となっている。「機能性評価関連事業収益」については、研究レビューの増加により増額となっている。

経常費用は前年額より、535万円余の減少となっている。前年対比の主な増減は、人件費関係は「役員報酬」の増加、「給料手当」、「臨時雇賃金」の減少、「委託費」の増加となっているが全体で減少となっている。「諸謝金」は、公4事業である特保公取協の謝金が減るため減少となっている。「支払手数料」は日本健康食品認証制度協議会への指定機関更新料、監査料等がなくなったことによる減少となっている。

以上の結果、当期一般正味財産増減額は5,242円となっており、一般正味財産期首残高が4億6311万円余、一般正味財産期末残高は4億6312万円余となっており、指定正味財産1億円を合わせると2024年度の正味財産期末残高は5億6312万

2821 円となる。

また、公益法人の財務 3 基準については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれてる。

経常費用計については、合計が 2 億 3523 万 3483 円、公益目的事業計が 1 億 9973 万 9249 円となっている。公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、約 84.9%とこれを大きく超えている。また、公益目的事業計 1 億 9973 万 9249 円が遊休財産額の上限額となるが、2023 年 3 月末現在の遊休財産額は約 1 億 2942 万 9281 円なので、その適正範囲内となっている。

以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、会議室及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員一致で、第 1 号議案、第 2 号議案及び理事長の報酬額の件について原案通り可決した。

第 3 号議案 臨時評議員会開催に関する件

総務部長より資料に基づき本議案の説明があった。

説明によると、2023 年度臨時評議員会を 2024 年 3 月 26 日（火）10 時 30 分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階会議室で、役員候補選出委員の改選について及び本理事会の承認事項を報告するため開催したいというものである。

議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく原案通り会議室及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員一致で可決し、議長は事務局に臨時評議員会開催の手続きを指示した。

議案については以上であり、次に以下について資料に基づき報告があった。

報 告

1. 保健機能食品制度の見直しについて

理事長より、2024 年 4 月から厚生労働省から消費者庁へ食品の基準 行政が移管されることに伴い、当協会として保健機能食品制度の見直しについて、一体型の「健康機能表示制度」の提言をしていきたいということで、昨年よ

り協会内で検討し提言を纏めてみた。それについて理事の方々に議論していただき、意見をいただきたいとのことであった。

理事長が資料に基づき説明した後、意見を求めたところ次の意見があった。

理事： 一般消費者は健康食品に対するリテラシーが非常に低い。あまり難しい制度にしてしまい中身を理解するのが難解だと、この制度に関連しないような食品にかなりの広告料が費やされ、その広告の頻度の多い方に消費者は流されてしまう。この制度に入りやすいようにリテラシーを上げて行く方法と、また、今そうではない逆の伝承的に効果が上がると謳った販売方法しているものがある。この度の保健機能食品制度にのれないような商品は健康機能を謳ってはいけないはずだということを明確にして線引きをした方がいい。業界から反発も起こると思うが、そこまでしていかないと国民の健康に寄与する健康食品、栄養食品は浸通していかないと。また、あまり難しくしない制度にするようお願いする。

理事： 私も 10 年以上、特定保健用食品の機能性、安全性の評価委員や審査委員をしてきたが、今日の報告の骨子である一本化については個人的に賛成である。永年、特定保健用食品の審査をしてきたなかで、途中から機能性表示食品が出てきたわけだが、何故、特定保健用食品で認められなかったものが機能性表示食品で比較的簡単に認められるのか疑問を感じてきた。その点を整合性をもって進めて行ければ消費者にとって大変いい事だと思う。今後、進めていくなかで特定保健用食品は長い歴史があり内容がかなり固まってきていると思うが、機能性表示食品については内容が非常に多く、多様性、バリエーションがあるので、その内容の整理をしながら考えて行かないとかなり難しいと思う。また、サイエンスの立場から言うと資料のエビデンスピラミッドで、invitro の試験や動物実験が下位に置かれているが、その点が違うのではないかと思う。invitro の試験や動物実験はいろいろなエビデンスを別のところから証明するための道具ということで、そこに重要なことが隠されていると思う。つまり、如何に人の試験で有効性が認められたようなデータが出たとしても、何故効いているのかよく分からないところで、これがエビデンスがあると言うのはおかしい。それをサポートする基礎的な研究を十分に考慮しながら進めて行く必要があると思うので、その点についても議論のなかで考えてもらいたい。

理事： 以前より保健機能食品制度の情報共有をしてもらっているが、これだけ多種多様な食品制度がある中で消費者としてはどういったところを指標にしているのか分からない点がある。そのなかで一体化を目指していくのは大事な事だと思う。具体的な内容を説明してもらったが、制度についてそれぞれのメリットがあると思うので、単に特定保健用食品の下に機能性表示食品

が付いたと誤認されないように、先ほど表示の逆転現象という話があったが、もともと制度の背景が違うので企業によってはそれぞれ別の制度だと解釈するところも多く出てくると思う。ただ単に一つに纏めたということでは企業にとってはそれぞれメリット、デメリットが違うと思う。先ほどの話で、機能性表示食品の事業者における表示責任の範囲で、柔軟性があるというメリットを消失してしまわないかという企業の反対意見が出てくるのではないかと思う。そのような点を丁寧にクリアしながら進めて行く必要があるのではないかと思う。また、私が感じる最大のメリットは書類関連が一本化されるという点が非常に良い点だと思う。

2. 業務執行状況報告

議長より業務執行状況について報告説明の指示があり、副理事長、常務理事の各業務執行理事から業務執行状況について報告があった。

副理事長： 私は、会員サービスの企画、向上の業務を担当しているが、当協会として会員の方々に各行政への届出サービスに関する補助、消費者の方々には健康食品に関する相談、中小企業の方々には申請の援助、相談をさせてもらっている。会員を増やすために今後更に当協会をピーアールし、企業に対するサービスを強化して行きたいと考えるので、理事の方々にも協力をお願いしたい。

副理事長： 会員を増やそうということで、安定した財務を目指しているが、本日予算案で説明があった機能性表示食品の 30 日ルールの解消による減収で2024年度は少し苦しい状況になっている。私としては、現在、日本は輸出促進で円安になっている状況がチャンスだと考えている。GMP や JHFA を上手に利用して輸出促進になるように議論して行きたいと考えている。また、理事長から説明のあった保健機能食品制度の見直しで、以前、私は健康食品産業協議会の会長として2回検討会に出たが、2回目の会議の後、積み残されている課題としてのビタミンやタンパク等については、直ぐには制度に乗れなかった状況にあった。今後、是非この課題を保健機能食品制度の見直しの中で議論してもらいたいと考える。

常務理事： 私から報告という事で、FFD 協会という団体があるが、これは食品のヒト試験を行う CRO の方々が集まって治験に関する統一基準を作っている協会です。2013年に設立し、当協会も関与している。この度、3月末日で活動を止めることとなり、現在法人の解散手続きに入っているが、解散に当たり FFD 協会から当協会に対して申し入れ

があり、残った知的財産に類するもので、治験実施のガイドラインや集めてきたデータ等を当協会に無償で譲渡したいということであった。当協会としてはこれを受けたいと考えている。当面、当協会としては治験部門の事業の計画はないが、今後事業化をする場合には理事の方々に諮り活用をしていきたいと考えている。

以上をもって本日の Web 会議 Zoom システムを併用した通常理事会は、終始異存なく審議を終了したので、15 時 30 分、議長は閉会を宣言し、解散した。